

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 11 月 11 日（火）第 668 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 保安林の指定（5件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり推進課取扱い） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 3
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

告

示

鹿児島県告示第650号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 11 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市二川字上ノ原75番1，77番1，77番4
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第651号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 11 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市柊原字蠣原334番, 335番 1, 335番 2, 336番 1, 336番 2, 341番, 342番, 字西村420番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年11月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市柊原字鬼山52番 1, 52番 2, 53番 1, 53番乙
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年11月11日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
肝属郡肝付町南方字上小丸1282番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年11月11日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

薩摩郡さつま町泊野字上川平4922番 7, 4922番13, 4922番46, 4962番

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 7 年11月11日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

始良市北山字女夫石3149番, 3171番 9, 字牟田山3463番 6, 3463番10, 3463番41（次の図に示す部分に限る。）、木津志字カツラノ谷3784番 1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第656号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年11月11日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1302号	令和11年1月28日	乾燥菌体肥料	黒もろみ	窒素全量 8.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	西薩クリーンサンセット事業協同組合	いちき串木野市西薩町17番地35

鹿児島県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年11月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月11日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鶴田大口線	伊佐市大口針持字釘字都3130番2地先から3126番6地先まで	令和7年11月11日

大島支庁告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年11月11日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はなだ	奄美市名瀬大字小湊字大金久126番地1	C E N C I A株式会社	岐阜市三歳町五丁目24番地1	村上 栄里	令和7年10月31日	就労継続支援B型

大島支庁告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年11月11日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みんなの居場所すまいるランド	大島郡徳之島町亀津7728番地	特定非営利活動法人すまいる福祉会	大島郡徳之島町亀津3123番地	白山千代美	令和7年11月1日	生活介護
はなだ	奄美市名瀬大字小湊字大金久	株式会社W o r k u p	岐阜市沖ノ橋町二丁目4番地2	垣内和太流	令和7年11月1日	就労継続支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第116号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年11月11日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pにゃんこ大戦争～多様性のネコ ～88らいとばーじょんM2	株式会社オッケー.	5P0106
ぱちんこ遊技機	e U L T R A M A N - 1 1 1 v e r K 4	京楽産業. 株式会社	5P1148
回胴式遊技機	Lパチスロ鉄拳6 Y D O 1 H	山佐株式会社	5S1078